

様式第2号(第5条関係)

スズメバチ等駆除用防護服借用書

私は、スズメバチ等駆除用防護服借用書(以下「駆除用防護服」という。)を、次の条項により借り受けます。

(借受期間)

第1条 駆除用防護服の借受けの期間は、 年 月 日から 月 日(返却時間 時 分)までとします。

(確認事項)

第2条 私は、借り受ける駆除用防護服に、外形的な破損がないことを確認しました。

(遵守事項)

第3条 私は、次に掲げる事項を遵守します。

- (1) 借り受けた駆除用防護服を、その性質による用法に従って使用します。
- (2) 借り受けた駆除用防護服を、第三者に転貸し、又は譲渡しません。
- (3) 借り受けた駆除用防護服を破損し、汚損し、又は紛失し、その原状を変更し、又はこれに工作を加えたりしません。
- (4) 借り受けた駆除用防護服に故障その他の異常があることを発見したときは、直ちにその使用を中止し、町長に連絡します。
- (5) スズメバチ等の駆除をしようとするときは、スズメバチ等の営巢の状態又は周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民にスズメバチ等の駆除をする旨を周知するほか、事故等のないように十分な注意を払います。

(貸与決定の解除)

第4条 私は、前条に規定する遵守事項その他この借用書に記載する事項に違反したときは、この駆除用防護服の貸与決定を解除されても異議を申しません。

(返還義務)

第5条 私は、第1条の借受期間が満了したとき、又は前条の規定により駆除用防護服の貸与決定を解除されたときは、遅滞なく借り受けた駆除用防護服を返還します。

(賠償責任)

第6条 私は、正当の理由なく、借り受けた駆除用防護服を破損し、著しく汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償します。

2 私は、借り受けた駆除用防護服の使用に伴い他人に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

3 私は、借り受けた駆除用防護服の使用、自らの過失により何らかの損害、障害等を負っても、町に賠償責任を問いません。

年 月 日
下仁田町長 様

借受人 住所
氏名

印